「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書 2016 年版 正誤表」

平成 29 年 8 月 31 日

章	頁	訂正個所	誤		1	正	
Ī		上から15行目			日梓の部本佐四ヶ 牡 44.1		
1	6	〈波線部を修正〉	同様の調査権限を法定化し、		同様の調査権限を <u>法制化</u> し、		
1	10	上から2行目 〈波線部を修正〉	三 小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該当該出し入れ口が設けられる室の <u>床</u> <u>間</u> よりも 50cm 以上高いもの		三 小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出し入れ口 の下端が当該当該出し入れ口が設けられる室の床 <u>面</u> よりも50cm以上高いもの		
1	15	表中の上から2枠目 違反内容 ③ 〈波線部を修正〉	第 12 条の 3 3 第 12 第 4 項 規定 ³	量反内容 条の3第2項に する検査等に関 不誠実な行為を とき	第4項 第12条の2	違反内容 第12条の2第3項に規 定する検査等に関して 不誠実な行為をしたと き	
1	16	上から11行目 *3) 〈波線部を修正〉	*3) 建築設備等検査員が行う第 12 条第 3 項の検査及 び同条 <u>第四項</u> の点検		*3) 建築設備等検査員か び同条 <u>第4項</u> の点板	バ行う第 12 条第 3 項の検査及 検	
2	46	(1)第二面 6イ欄(指 摘の内容) 〈囲いの部分を修正〉	<u> </u>	是正の指 □既存不適格	フ「図」の記入 □要重点点検 □指摘なの指摘有り 図 □ □ □ □ □ 図 □ □ □ □ □ 図 □ □ □ 図 □ □ □ □		
2	48	下から2枠目 〈囲いの部分を削除〉	4(10) *4(12) 平成 26 年 4 月 4(10) 平成 26 年 4 月	取付けの状況・ガイドレール及	なびレールブラケットの なびレールブラケットの	・平 25 国告第 1047 号第一 号、第二号、第三号 ・平 25 国告第 1047 号第一 号、第二号、第三号	
2	51	平20国告第283号別表 第6(小荷物専用昇降 機) 〈囲いの部分を追加〉	4(1) 平成24年6月 4(2) 平成21年9月 4(6) (略)	7日 況 ・戸相互及び戸と	スは施錠装置の作動の状 出し入れ口枠とのすき	・平 20 国告第 1446 号第一 号二 ・平 20 国告第 1446 号第七 号	
3	70	(い)検査項目 主索又は鎖 (ろ)検査事項 主索の錆及び錆びた 摩耗粉の状況 (は)検査方法 〈横線部分を削除〉	(い)検査 二 (三) 主索又は 共 通		全長の錆及び錆び汚を目視により確認。 を目視により確認。 谷部がよ蜻色に見えるがよりの。 あって見える前分の。 ない部の重点がっている。 を目視により確認。 谷部が赤錆色に見える部分の。 あっては、錆びた馬 をに見える部分の。	た摩耗粉の固着の状況 し、錆びた摩耗粉により える箇所がある場合に 誘耗粉により谷部が赤錆 直径及び網車にかから 側定するとともに、当該	
3	155	別添1様式(注記)⑤ 〈波線部を追加〉	⑤写真は、主索及びブレーキ	パッドの~	⑤写真は、主索 <u>、鎖</u> 及び	ブレーキパッドの~	

章	頁	訂正個所	誤 正	
4	195	4.1.6 製造者が指定 する検査方法及び判 定基準 〈波線部を追加〉	「綱車と主索のかかりの状況」、「ブレーキパッドの厚さの状況」に係る検査方法及び判定基準を製造者が指定している場合は、その検査方法及び判定基準で検査してください。 「綱車と主索のかかりの状況」、「ブレーキパッドの厚さの状況」、その他に係る検査方法及び判定基準を製造者が指定している場合は、その検査方法及び判定基準で検査してください。	
4	197	下から4行目 〈波線部を追加〉	なお、耐震基準を判断する場合は、所有者が別途専門業者等に耐震評価を依頼した結果又は前回検査の結果を確認し、判定しても構いません。「既存不適格」を解消した場合は、第二面「備考」欄にその旨を記載してくた さい。	
	197	下から3行目	適用される法令の基準日は、次の図で示すように礁認 <u>申請書提出日(A)又</u> 確認済証交付日 <u>(B)がありま</u> <u>す。</u> <u>的には</u> 確認済証交付日です。	
4	198	図を差し替え	第八号様式 (第一条の三、第二条の三関係) (昇砕機用) 確認と申請書 (昇降機) (第一面) 建築基準法第6条第1項 (第6条の2第1項) の規定に立 確認と注意で乗用する同法第6条第1項 平成 年 月 日 申請書氏名 「	
4	209	下から3枠目 (ろ)検査事項 フェッシァプレートの 取付けの状況 〈囲いの部分を修正〉	13	
4	222	(ろ)検査事項 1機械室(4)救出装置 制動装置等の開放の 状況 ○検査対象の解説 2~3行目 〈波線部分を修正〉	前項の検査事項「手巻きハンドル等又は充電池回路等の設置の状況」に該当しないエレベーターであっても、 ブレーキを手動で開放する装置等 <u>がある場合は、</u> 検査対象となります。	
4	223	下から11~12行目 〈波線部を修正〉	 ⑩1 (4)「接触器、継電器及び運転制御用基盤」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視により確認し、別表第6 器の接点」には、接点を目視により確認し、別表第1 (に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。 	
4	224	下から7行目 〈波線部を追加〉	製造者が最終交換日 <u>の欄</u> に記入する接触器を指定している場合には、その接触器の最終交換日及び名称を記入 してください。	
4	246	(ろ)検査事項 2共通(3)主索又は鎖 主索の径の状況 ○判定基準の解説 〈横線部分(右記全文)を削除〉	主索が最も摩損した状態の写真を添付する場合、主索の「径」と「素線切れ及び錆び」の最も摩損した主索が それぞれ異なる場合は、検査者の判断において添付する写真を決めてください。	
4	247	下から2行目	1) 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない おからの断面積に対する素線切れが 部分の断面積に対する割合が70%以下である ことの判定を行い、摩損、劣化の状況を確認 してください。 は、	

章	頁	訂正個所	誤	正	
4	250	○定期検査報告書等 の記入方法の解説 〈波線部を追加〉		おいて錆及び錆びた摩耗粉が無い場合は、「錆びた摩耗 ○で囲み、 <u>判定基準欄に「ハ」を記入して下さい。</u> 他の	
4	257	上から4行目 〈波線部を修正〉	製造者が法第 68 条の <u>25</u> (構造方法等の認定) の規定に てください。	こ基づき認定を受ける際の書面に記載された方法で行っ	
4	257	上から7行目 〈波線部を修正〉	1) 製造者が法第 68 条の <u>25</u> (構造方法等の認定) の規定に基づき認定を受ける際の書面に記載された判定基準により判定してください。		
4	257	上から18行目 〈波線部を修正〉	○既存不適格の解説 平成 21 年 9 月 28 日より前に確認審査を受けた既存不適格に該当するエレベーターの改修で、この装置が 追加されている場合は、大臣認定番号及び製造者が示すとおりの構成機器等が設置されていることを確認 し、製造者が法第 68 条の 25 (構造方法等の認定) の規定に基づき認定を受ける際の書面に記載された検査 の事項、方法及び判定基準で確認し、基準を満たしたものは「指摘なし」と判定することができます。ただ し、判定基準を満たさないときは、既存不適格ではない「要是正」となります。		
4	273	(ろ)検査事項3 かご室(13)かごの床先(略) フェッシァプレートの取付けの状況 (横線部分を削除)(囲いの部分を修正)	明坛社人 人性 100 名 5 月 性田 日		
4	275	上から6行目 〈横線部分を削除〉	 次に掲げる基準に該当するエレベーター 第3に定める構造方法 イ 昇降行程が5m以下であること。 ル かごの床格速度が15m以下であること。 (1)及び(2)の式において、H、S、R、V及びCの値は、それぞれ次の数値を表すものとする。 日 頂部すき間(単位 cm) - S つり合おもり側の緩衝器のストローク又は緩衝材の厚さ(単位 cm) - S つり合おもり側の緩衝器のストローク又は緩衝材の厚さ(単位 cm) - Y かごが最上階に停止した場合におけるつり合おもりとつり合おもり側の緩衝器又は緩衝材のすき間の垂直距離(単位 cm) - Y かごの定格速度(単位 m/min) - C かご上で運転をする場合で頂部安全距離 1.2m以上を確保し、かつ、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動的に停止するリミットスイッチを設けた場合又はかご上で運転をしない場合においては2.5、それ以外の場合においては60(単位 cm) - 上で運転をしない場合においては2.5、それ以外の場合においては60(単位 cm) - 本での定格速度が15m以下であること。 口 かごの床面積が1.5 ㎡以下であること。 口 かごの床面積が1.5 ㎡以下であること。 二 頂部すき間及びピット深さが前号に掲げる基準に該当すること。 頂部すき間及びピッ 		
4	278	下から1行目 〈波線部を追加〉	ト深さが前号に掲げる基準に該当すること。 〇定期検査報告書等の記入方法の解説 <u>釣合おもり側の</u> 検査結果は、「上記以外の検査項目」欄に次の例のように記載してください。		
4	279	(ろ)検査事項 4かご上(6)調速機ロープ 径の状況 ○検査方法の解説 〈波線部を追加及び 修正〉	○検査方法の解説 ロープは、曲げ回数が多い程、疲労が進みま かかる回数が多い場所であり、基準階(乗降す 速開始位置と基準階の間で綱車及び張り車にか 速開始位置に近い程、摩損が進みますので、その	すので、測定箇所は、一般的に綱車及び張り車にる頻度の最も高い階)からの加速終了位置又は減かる場所となります。その中でも加速終了又は減り付近で最も摩損した1箇所を測定してください。赤錆色に見える場合は、当該の部分を「錆及び錆	
4	280	上から3行目 〈波線部を修正〉	1) 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない 部分の断面積に対する割合が70%以下である ことの判定を行い、摩損、劣化の状況を確認 してください。	生じた部分の断面積の割合が70%以下である	
4	280	上から10行目		素線切れがない場合の報告は、判定基準欄に「ハ」と記入し、「断面積の割合」の「70%超」、「70%以下」を両方とも取り消し線で抹消してください。	

章	頁	訂正個所	誤	正	
4	282	(ろ)検査事項 4かご上(10)ガイドレ ール及びレールブラ ケット 劣化の状況 〈囲いの部分を削除〉	(ろ)検査事項 4かご上(10)ガイドレー	・ル及びレールブラケット 取 劣化の状況	
4	329	上から7枠目 〈囲いの部分を修正〉	14 かごの床先 (令第 129 条 ~を除く。) (略) フェッシプレ ートの取り付 けの状況		
4	331	上から6枠目 〈横線部を削除〉 〈囲いの部分を修正〉	12 ガイドレール 及びレールブ 取付けの状況 (略 ラケット (略)	(略) 時期 * △ △ △ △ △ △	
4	375	(ろ)検査事項 3 かご室(14)かごの 床先(略) フェッシ ァプレートの取付け の状況 〈横線部分を削除〉 〈囲いの部分を修正〉	(ろ)検査事項 3 かご室(14)かごの床先((は)検査方法 目視及び触診により確認でいこと。 (に)判定基準 取付けが堅固でないこと。 関係法令 令第 129 条の 7 第四号 「3 かご室(13)かごの床状況)」参照 機械室あり 機械室あり 工業 点 △ △	する。	
4	383	(ろ)検査事項 4かご上(12)ガイドレール及びレール及びレール ケット 取付けの状況 関係法令 〈横線部分右記全て 削除〉	网络运令 平 25 国告第 1047 号	ホース(油漏れ及び損傷の状況)」参照	
4	383	(ろ)検査事項 4かご上(12)ガイドラボールント 取付け ドラ状況 解解不線 解説	参照解説 機械室あり 乗 荷 自 ホ 乗 △ △ △ △ △ △		
4	486	(ろ)検査事項 1機械室(1)機械室内	○判定基準の解説 「機器の作動に影響を及ぼすおそれのある汚損があること」とは、機械室床面に塵埃が堆積し継電器の接触不良、プリント基板回路の短絡等を発生させるおそれのある状態、被水又は冠水による水溜まりは電気機器、ケーブル等の絶縁低下による短絡、地絡等を発生させるおそれのある状態をいいます。これらは火災を引き起こすおそれがあります。		
4	493	(ろ)検査事項 1機械室 (10)駆動鎖 (駆動鎖を設けたもの に限る。) 駆動鎖の 張りの状況 ○検査方法の解説 〈横線部を削除〉	○検査方法の解説 直接又は 製造者が指定する方法により測定してください。		
4	506	上から1行目の下に 〈波線部を追記〉	ら鉛直に 20cm 以下の高さまで届く長さの構造とすること。 ハ 交差部のエスカレーターに面した側に段差が生じないこと。		
4	520	上から6段目の枠 (ろ)検査事項 4(2))検オ国及び戸と 出し入れれ口枠とのす きまの状況 〈囲いの部分を追加〉	4 2 出し入れ口の戸 及び出し入れ口中と口枠 (略) 口枠 出し入れ口枠とのすき間の状況	(略) 平成 20 国土交通 省告示第 1446 号 状 第 7 の規定に適合 態 しないこと。	
4	536	最上段の枠内 (ろ)検査事項 4(2)検相互及び戸と 出し入れ口枠とのす きまの状況 〈囲いの部分を追加〉		って開閉する構造の上げ戸である昇降路の出し入れ 、重なり合う戸のすき間で、6mm 以下のもの。 既存不適格該当 既存不適格参照解説 状態 状態	